## 個人情報の取扱原則の例外事項

## 4 オンライン結合による提供の制限に関する例外事項(条例第8条第2号)

4 1	システムの名称	提供する	-1217 01771 7	・4 (未例第0米第2号) システムの概要及びオンライン
番号	, , , ,		提 供 先	,, == 1,, -
	(事務担当課)	個人の類型		結合の必要性等
1	県庁ホームページ			・行政情報化の推進に伴い、インターネ
				ットによる行政情報の提供が一層求めら
		指導者、ボ	者	れている。
		ランティア		・県庁ホームページで提供される個人情
		関係者等の		報は、社会通念上許容される範囲のもの
		氏名、連絡		であり、原則として本人が了知し、同意
		先等		がある。
				<ul><li>ホームページの内容等が改ざんされな</li></ul>
				いよう不正侵入、書き換え等に対して適
				切な技術的措置が講じられている。
2	軽油流通情報管理	元売業者、	国(総務省)、	・地方税法第144条の34の規定による軽
	システム	特約業者、	都道府県、	油元売業者等から事業の開廃等の届出が
	(税務課)	石油製品販	(財)地方自	あったときの関係都道府県間の通知事務
		売業者、軽	治情報セン	について簡素合理化を図るために、オン
		油製造業	ター	ライン結合が不可欠である。
		者、大口需		・提供先では本県で入力した個人情報を
		要家		修正することはできない。
3	毒物劇物営業者登	毒物劇物取	国(厚生労	・毒物劇物販売業登録申請者等を厚生労
	録等システム	扱責任者	働省)	働省のウィッシュネットを介して結合
	(薬務室)		都道府県	し、国で登録事務の一元管理を行ってい
				る。
				・当該システムの使用は特定の職員に限
				られており、パスワードの設定等の保護
				措置が講じられている。
4	ハイリスク児フォ	ハイリスク	療育機関	・未熟児等で療育が必要な児について、
	ローアップシステ	児及び母体	(別府発達	出生時から継続した療育を行うために、
	4		医療センタ	県立病院に設置したサーバーで情報を管
	(健康づくり支援		ー つくし	理し、保健所・療育機関から参照できる
	課)		園)	ようにしたシステムである。
				・情報については、保護者の同意を得て
				登録・提供している。
				・実施機関、提供先の双方で使用は特定
				職員に限られており、 パスワードの設
				定等の保護措置が講じられている。
L			I	) = 1 FIRMARE TO HIS 0 24 0 1 0 0

- H	システムの名称	提供する	LB /II /I.	システムの概要及びオンライン
番号	(事務担当課)	個人の類型	提供先	結合の必要性等
5	建設業許可審査シ	許可申請者	国(国土交	・建設業の許可において、兼任が認めら
	ステム	経営業務管	通省)	れていない経営業務管理責任者、専任技
	(土木建築企画課)	理責任者	都道府県	術者等の重複登録の確認など、大量の情
		専任技術者	(財) 建設	報を正確に処理し、許可要件の審査を迅
		監理技術者	業情報管理	速かつ適切に進めるには、全国で一元的
		等	センター	なオンラインの利用が不可欠である。
				・当該システムの使用は特定の職員に限
				られており、パスワードの設定等の保護
				措置が講じられている。
6	建設業経営事項審	経営事項審	国(国土交	・建設業の経営事項審査業務において
	査システム	查請求者	通省)	は、国や都道府県など公共工事等の発注
	(土木建築企画課)		都道府県	者から請求を受けたときは、審査結果を
			(財) 建設	通知しなければならない。発注先には、
			業情報管理	県外業者もあることから、全国的に最新
			センター	の経営事項審査結果を相互に提供し、発
				注者が適切な建設業者を迅速に選定する
				ため、全国で一元的なオンラインの利用
				が不可欠である。
				・当該システムの使用は特定の職員に限
				られており、パスワードの設定等の保護
				措置が講じられている。
7	宅地建物取引業免	宅地建物取	国(国土交	・宅地建物取引業免許事務において宅地
	許等事務処理シス	引業者	通省)	建物取引業者、宅地建物取引主任者の欠
	テム	宅地建物取	都道府県	格要件の確認や、兼任が認められていな
	(建築住宅課)	引主任者	(財)不動	い取引主任者の従事先業者の重複の確認
				など、大量の情報を正確に処理し、免許
			推進機構	・登録要件の審査を迅速かつ適切に進め
				るには、全国で一元的なオンラインシス
				テムの利用が不可欠である。
				・当該システムの使用は特定の職員に限
				られており、パスワードの設定等の保護
				措置が講じられている。

- H	システムの名称	提供する	.B /// //.	システムの概要及びオンライン
番号	(事務担当課)	個人の類型	提 供 先	結合の必要性等
8	県営住宅管理シス	県営住宅入	大分県住宅	・大分市内等の県営住宅の管理を大分県
	テム	居者	供給公社	住宅供給公社に委託しており、県及び公
	(建築住宅課)			社が相互に密接不可分な事務を取り扱っ
				ているため、入居者に関する情報を提供
				する必要がある。
				・当該システムの使用は特定の職員に限
				られており、パスワードの設定等の保護
				措置が講じられている。
9	大分県知事登録貸	貸金業者の	ホームペー	・貸金業者が登録を受けているかどうか
	金業者登録一覧シ	商号•名	ジアクセス	の確認が困難であるため、無登録業者か
	ステム	称、登録番	者	ら借り入れをし、いわゆるヤミ金融の被
	(経営金融支援室)	号、代表者		害に遭いやすい現状にあることから、県
		名、本店所		のホームページ上に貸金業者の一覧表を
		在地、電話		公開することにより、資金需要者が借入
		番号、営業		れの際に、登録業者であることを確認で
		所所在市町		きるようにする。
		村、登録又		・ホームページの内容等が改ざんされな
		は更新年月		いよう不正侵入、書き換え等に対して適
		日		切な技術的措置が講じられている。
1 0	大分県浄化槽管理	• 浄化槽設	県内市町村	・関係者(大分県、浄化槽法事務権限移
	台帳システム	置者の住	(公財)大	譲済市町村、指定検査機関((公財)大
	(廃棄物対策課)	所、氏名(漢	分県環境管	分県環境管理協会)間での効率的な情報
		, ,	理協会	共有体制を構築し、法定検査受検拒否者
		電話番号、		に対する適切な指導を行うことで、浄化
		浄化槽設置		槽法定検査受検率を向上させ、もって大
		住所、浄化		分県の豊かな水環境を保全することを目
		槽が設置さ		的とするもの。
		れている施		・セキュリティ対策として、利用者を特
		設の名称等		定するための利用者用証明書を発行し、
				特定のパソコン以外からの利用を制限す
				ると同時に、ユーザIDとパスワードを
				利用しないとシステムに接続できないよ
				うにしている。